

広島県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、東広島市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年一月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
きよにし交流館	東広島市豊栄町清武三七五六番地一	平成三年三月三一日